

男の料理教室参加者募集

今回は、和食の定番「煮魚」に挑戦！初心者から腕に自信のある方まで、多くの方のご参加をお待ちしています。

日 時 6月12日(金) 10:00~13:00
場 所 健康福祉センター 1階調理実習室
対 象 者 40歳以上の男性の方
費 用 調理実習代(500円程度)
持 ち 物 エプロン、三角巾
申 込 6月8日(月)までに電話でお申込みください。
問 合 せ 健康福祉センター 2階事務所 TEL84-1195
町民健康課健康づくり係 TEL83-1225



【町民健康課健康づくり係 TEL83-1225】

松田町高齢者日常生活用具給付事業 65歳以上のひとり暮らしのお宅に火災警報器を設置！

町では、火災による死亡が高いとされる高齢者のうち、ひとり暮らしの方を対象に火災警報器を無料で設置します。

設置対象者

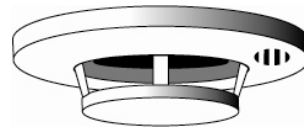
○自宅で生活している65歳以上のひとり暮らし高齢者
(平成21年4月1日現在)

※世帯分離されていても、家族との生活実態が同一である場合は含まれません。

設置方法

○該当者には、福祉課から通知しますので、申請の手続きをしてください。

○設置場所は寝室1か所とし、町職員が戸別訪問し、設置します。



【福祉課高齢介護係 TEL83-1226】

お忘れなく納付をお願いします

町 県 民 税 6月30日(火) 税務課町民税係 TEL83-1224
国民健康保険税 6月30日(火) 町民健康課国保年金係 TEL83-1225

※納付には、便利な口座振替をご利用ください。

広報まつだ



おしらせ号

平成21年6月1日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037番地 TEL 83-1222
ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

児童手当を受給している方へ 「現況届」をご提出ください

現在児童手当を受給している方は、現況届を提出してください。この届は、受給者の所得状況と、6月1日現在の養育状況などを確認する大切な届です。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出期限 6月30日(火)
提出書類 該当者には、①を送付します
①現況届用紙
②健康保険証の写し
※カードタイプの健康保険証をお持ちの方は、受給者とお子さんの分が必要です。
③平成21年度 児童手当用所得証明書
※平成21年1月2日以降に松田町に転入された方のみ
(転入前の市町村から証明書をお取り寄せください)

提 出 福祉課子育て支援係
【福祉課子育て支援係 TEL83-1226】



統計調査「経済センサス」が始まります！

経済センサスは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(いわゆる「骨太の方針」)2005」(平成17年6月21日閣議決定)を受け、事業所・企業統計調査などの大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化とともに新たに創設する調査です。

この調査は、平成21年7月1日現在で、全国のすべての事業所と企業を調査の対象として、調査員がおうかがいして調査票を配布する方法、または国(総務省)、都道府県もしくは市区町村から郵送などにより調査票を配布する方法のいずれかでを行います。

この調査では、支所などを有する企業等については、本社など、全体を統括する事業所において傘下の支所などについても記入していただきます。

松田町でも、調査員が町内の事業所などをおうかがいして、調査票の記入をお願いしますので、ご協力ください。

【企画財政課企画係 TEL83-1222】

災害のときに一人での避難が難しい方は 災害時要援護者名簿に登録しよう！

町では、災害が発生したときに一人での避難が困難な方を支援するために「災害時要援護者名簿」を作成しています。これは、支援を必要とする方をあらかじめ登録しておき、災害時には地域全体で要支援者の安否確認、避難の支援などを行うための支援データとして役立てるものです。

名簿は、町、各自主防災会や各地域の民生委員で保管し、5月1日現在で280名の方が登録されています。未登録でこれから登録をしたい方、登録などについて相談したい方は福祉課までお問合せください。

なお、登録の対象となる方々で、自ら登録の申請が困難であると思われる方については、ご家族の同意などを得ることで登録となります。登録の対象となるのは、町内に在住で次の条件のいずれかに該当される方です(身体状況によっては条件を満たさなくても登録できる場合があります)。

<対 象>

- ①介護保険の要介護状態で移動が困難な方
- ②身体障害1・2級の方、知的障害児者
精神障害者の方で支援を必要とする方
- ③一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、
寝たきり・認知症など的高齢者、虚弱高齢者、
難病患者で災害時などに支援を必要とする方
※高齢者は65歳以上の方を表します。
※名簿が目的以外に使用されることはありません。



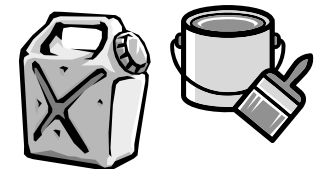
【福祉課子育て支援係 TEL83-1226】

6月7日(日)~6月13日(土)は 「危険物安全週間」です！

これは消防庁により毎年6月に行われているもので、今日、私たちの生活に浸透している石油類などの危険物に対する意識の高揚を図るものです。

「危険物」とは、消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品を表します。

- ①火災発生の危険性が大きい
- ②火災拡大の危険性が大きい
- ③消火の困難性が高い



危険物の中には灯油や油性塗料も含まれており、その貯蔵や取扱いはすべて消防法で定められています。もう一度、皆さんの身の回りにある危険物の保管状況を確認してください。

「安全は 意識と知識と 心掛け」
(平成21年度危険物安全週間推進標語)

【足柄消防組合消防本部予防課 TEL74-6663】